関市配食サービス事業(東地域)業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、関市配食サービス事業 (東地域)業務委託の受託者について、実績、専門性、 安全性等を総合的に評価し、契約の相手方として高齢者の健康増進と適切な安否確認を実 施できる最も適切な事業者を選定するため、配食サービス事業 (東地域)業務委託に係る公 募型プロポーザル (以下「プロポーザル」という。) に必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

- (1) 業務 名 関市配食サービス事業(東地域)業務委託
- (2) 業務内容 別紙「関市配食サービス事業(東地域)業務委託仕様書」参照
- (3) 委託期間 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
- (5) 提案上限額 <u>弁 当:1食あたり880円以内(非課税または税別)※</u> (単価) <u>遠隔地加算:1食あたり300円以内(非課税または税別)※</u>
 ※弁当と遠隔地加算(金額が一番低い地域)を合計して1食あたりの代金が880円(税別)以上の場合は、市が単価の2分の1以上を負担する形となり、社会福祉事業と認められるため消費税非課税事業として契約する。

1 食あたりの代金が879円(税別)以下の場合は、消費税課税事業として契約する。

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 本プロポーザルの公告日において、関市競争入札等参加者名簿に登載されていること(未登載の場合は、参加申込までに関市競争入札等参加資格申請をすること。)。
- (2) 本プロポーザルの公告日から契約締結の日までの間に、関市競争入札参加者資格 停止措置要領(平成7年関市告示第77号)の規定による入札参加者資格停止措置を 受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号及び第 2項各号の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 関市暴力団排除条例(平成24年関市条例第29号)第6条に規定する暴力団員 又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 過去5年以内において官公庁(関連団体を含む。)が発注する同種の事業について受託した実績があること。

4. スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは次のとおりとする。ただし、本市の都合により変更する場合がある。

(1) 公告日

令和6年7月1日(月)

(2) 質問受付期間

令和6年7月1日(月)から令和6年7月12日(金) 午後5時まで

(3) 質問に対する回答

令和6年7月19日(金)

(4) 参加申込書等受付期間

令和6年7月19日(金)から令和6年7月26日(金) 午後5時まで

(5) 参加資格審査結果通知

令和6年8月2日(金)

(6) 企画提案書等受付期間

令和6年8月2日(金)から令和6年8月16日(金)まで

(7) プレゼンテーション・試食審査開催日

令和6年8月26日(月)(予定)

(8) 審査結果通知

令和6年8月末頃(予定)

(9) 契約締結

令和6年9月中旬(予定)

5. 質疑応答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、質問書(任意様式)を次のとおり提出する こと。

(1) 質問受付期間

令和6年7月1日(月)から令和6年7月12日(金)まで (同日午後5時までに必着)

(2) 質問方法

「14. 問い合わせ先」の事務局(以下「事務局」という。)に持参、郵送又は電子メールで提出すること。電子メールの場合は、件名に「関市配食サービス事業業務委託(東地域)公募型プロポーザルに関する質問(事業者名)」と記載すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和6年7月19日(金)までに、質問者を非公開の上、 関市ホームページにおいて公開する。

6. 参加申込み及び参加資格審査

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加申込書(様式1)

1 部

イ 会社(事業所)概要(任意様式) 1部 ※パンフレット可

ウ 業務に関する実績(任意様式) 1部

(2) 参加申込書等受付期間

令和6年7月19日(金)から令和6年7月26日(金)(午後5時必着)まで 持参の場合は、平日午前8時30分から午後5時までとし、正午から午後1時ま での時間帯及び土日祝日を除く。

(3) 提出方法

事務局に持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、事前連絡をすること。

(4) 参加資格審査

提出された書類を基に参加資格について審査し、その結果を申込者に対して参加資格審査結果通知書(様式2又は様式3)により通知する。

7. 企画提案

企画提案をする場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書(様式4)

7部(正本1部、副本6部)

イ 配食サービス (東地域) 実施計画書 (様式5)

IJ

ウ 食品衛生法に基づく営業許可書または届出書等の写し

エ 配食弁当の写真及び献立表(※)

J)

IJ

※献立表にはエネルギー、たんぱく質、脂質、塩分の4項目の摂取量を記載してください(推定値の場合はその旨を記載すること)。

才 勤務実施体制 (任意様式)

11

カ 1食あたりの単価見積書(任意様式)

"

キ 遠隔地加算の設定とその算出根拠(任意様式)

IJ

ク その他必要と思われる書類

IJ

(2) 企画提案書等受付期間

令和6年8月2日(金)から令和6年8月16日(金)(午後5時必着)まで 持参の場合は、平日午前8時30分から午後5時までとし、正午から午後1時ま での時間帯及び土日祝日を除く。

(3) 提出方法

事務局に持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、事前連絡をすること。

8. プレゼンテーション及び試食審査

(1) 実施日

令和6年8月26日(月) 午後1時30分~(予定) (時間及び場所については、参加者に別途連絡する。)

(2) 審査の流れ

1事業者あたり約30分として、(ア)プレゼンテーション審査及び(イ)試食 審査を行う。各審査方法については下記のとおり。

(ア) プレゼンテーション審査 (20分)

- ア 持ち時間は、説明10分以内、質疑応答10分程度とする。
- イ 出席者は、3名以内とする。
- ウ プレゼンテーションの実施順序は、参加申込書の提出の順番とする。
- エ プレゼンテーションの実施にあたり、備品等を使用する場合は、事前に事務局に 報告することとし、備品等は全て参加者が用意すること。(プロジェクター、スク リーンは本市で用意するが、パソコンは持参すること。)
- オ プレゼンテーションの実施にあたり、弁当の実物を使用する場合は、試食用弁当 とは別で、1食分の持ち込みを認めます。
- カ プレゼンテーションに欠席し、又は遅刻した場合は、審査の対象としない。

(イ) 試食審査 (10分)

- ア 審査日に、実際に配食するものと同様の試食用弁当を2食分提出すること。
- イ 容器を返却する必要がある場合、事業者が翌日回収に来るものとする。
- ウ 詳細な提出方法は後日連絡します。
- エ 食事審査は、選定委員のみで行い、事業者の立ち会い等は認めない。

9. 審査方法

本プロポーザルの受託候補者の選定にあたっては、本市が別に定める関市配食サービス事業(東地域)業務委託プロポーザル審査要領に基づき審査するものとする。

10. 審査結果

- (1) 審査結果は、企画提案者に対しプロポーザル審査結果通知書(様式6)により通知し、関市ホームページにおいても公表する。
- (2) 審査結果について不服申立て等は認めない。

11. 契約締結

(1) 契約の締結にあたっては、審査された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、受託候補者として選定された者と市が協議及び調整を行い、契約締結に向けて交渉するものとする。

- (2) 交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合、次の順位の企画提案者と同様の交渉を行うこととし、以下同様とする。
- (3) 受託候補者として選定された者が、「12. 失格事項」に該当することが 判明した場合、選定を取り消すこととする。その場合、次の順位の企画提案 者と交渉を行うこととし、以下同様とする。

12. 失格事項

受託候補者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、失格とする。

- (1) 「3.参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 受付期間内に所定の書類等を提出しなかった場合
- (3) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が「2.業務概要」の「(5)提案上限額」を超えている場合
- (5) 審査の公平性を害する行為又は不正、若しくは不誠実な行為が認められた 場合
- (6) 契約を履行することが困難と認められる状況に至った場合

13. その他

- (1) 本プロポーザルに係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 各種書類の提出後は、提出書類に記載された内容について、本市の同意なく変更することは認めないものとする。
- (3) 提出書類は、返却しないものとする。
- (4) 提出書類は、本プロポーザルの目的以外に使用しないが、必要な範囲において 複製する場合がある。
- (5) 提出書類は、関市公文書公開条例(平成9年関市条例第44号)に基づく公開 請求により、公開する場合がある。

14. 問い合わせ先

事務局 岐阜県関市若草通3丁目1番地

関市役所 健康福祉部 高齢福祉課

電話番号 (0575) 23-8127

FAX (0575) 23-7748

メールアドレス korei@city.seki.lg.jp